

札幌市こどもの劇場の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 令和4年7月21日 募集要項、選定方法等について
第2回 令和4年9月22日 面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

- 委員長 大澤 真平 札幌学院大学人文学部人間科学科 准教授
委員 金 昌震 札幌大学女子短期大学部子ども学科 准教授
委員 齋藤 優希 利用者代表（札幌市子ども・子育て会議公募委員）
委員 日向 洋喜 利用者代表（NPO法人 E-LINK 代表理事）
委員 折原 博樹 公認会計士（桶谷・折原・板倉公認会計士共同事務所）
委員 山口 民枝 社会保険労務士（山口民枝社会保険労務士事務所）
委員 佐藤 学 子ども未来局子ども育成部長

3 応募団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（※現指定管理者）
非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 理事長 野崎 清史
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

(2) 選定の理由

札幌市こどもの劇場の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、施設の効用を最大限発揮できる具体的な事業計画を示しており、管理運営を安定して行うだけの経営能力と組織体制を備えていると判断できる。

また、子ども専用劇場という施設の位置付けを踏まえ、市民の平等な利用と良質な作品提供の確保、担い手である劇団育成と児童文化の発信基地としての役割を果たすため、これまでの活動実績を生かし、人形劇、児童劇等の普及・啓発及び制作団体の育成・支援における発展を期待できる。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	3.8点
②施設の効用の発揮	80点	64.4点
③安定経営能力	75点	54.0点
④管理費用の縮減	20点	11.0点
⑤その他	20点	15.0点
合計	200点	148.2点
得点率	-	74.1%

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 TEL011-211-2942

札幌市こどもの劇場の指定手続を非公募により行った理由

札幌市こどもの劇場（以下「劇場」という。）は、全国でも数少ない子ども専用劇場として、子どもを対象とした人形劇、児童劇等を専門に取り扱う施設であるという特殊性から、指定管理者には、貸館業務にとどまらず、専門的知識や豊富な経験を有する適切な人材を確保し、指定管理者自らが人形劇、児童劇等の制作及び発表を行うこと、並びに担い手である制作団体を育成することを求められる。特に担い手の育成については、専門性と継続した取組が不可欠である。

今回応募を求めた公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会（以下「財団」という。）については、積極的に主催事業を展開し、年間 140 回を超える上演を行っている。また、昭和 63 年度から子どもから大人までを対象とした人材育成事業として、「人形劇講座」を始め、「人形浄瑠璃講習会」などの講座等を継続的に実施してきたほか、児童文化の担い手として継続的な活動ができるよう適切な支援を行うことで、数多くの市民劇団等を育成してきた。劇場で育ったこれらの市民劇団等が現在の児童文化の中心的な担い手となっており、財団と市民劇団等との間には強固な信頼関係が構築されている。

現在は、これらの市民劇団等の継続的な活動により、札幌の子どもたちの観劇の機会が充実し、子どもの成長過程における多様な体験機会の拡大が図られるとともに、観劇をきっかけとして講座を受講した子どもが次世代の児童文化の担い手となるなど、更なる人材育成にもつながっている。

以上のことから、劇場の指定管理者について、財団に対し、非公募により申込みを求めることとした。